

平成28年2月18日

## なごみ共済協同組合に対する行政処分を行いました

関東経済産業局は、本日、なごみ共済協同組合に対して、中小企業等協同組合法第106条第1項及び第106条の2第2項の規定に基づき、事業協同組合の運営の改善に必要な措置をとることを命じたのでお知らせします。

なごみ共済協同組合（法人番号 2010005021773）に対し、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第105条の4に基づく検査を実施した結果、組合運営において、法の規定に違反する事実が確認されましたので、本日（2月18日）付けで法第106条第1項及び第106条の2第2項の規定に基づく業務改善命令を発出しました。

詳細については別紙のとおりです。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局

産業部 流通・サービス産業課長 小澤

担当者：（商業振興室）清水、門田

電話：048-600-0317、0318（直通）

(別紙)

## 1. 処分内容

### (1) 中小企業等協同組合法第106条第1項に関する事項

中小企業等協同組合法(以下「法」という。)第8条(組合員の資格等)及び定款第8条(組合員の資格)の規定に基づく事業者として組合員の資格を有していることについては、国等への各種届出など客観的に証する書類により確認すること。ただし、届出などだけでは判断ができない場合は、日常的な取引上の帳票類など客観的に証する書類により確認すること。

既存組合員については、組合員の資格を有していることが確認できない場合は、法第19条第1項1号の規定に基づき組合員たる資格の喪失の事由に該当し、組合員は脱退することになるため、法に基づき適切に対応すること。

また、組合新規加入希望者については、組合加入の際の組合員の資格に係る確認方法を確立し、法に基づき適切に対応すること。

### (2) 法第106条の2第2項に関する事項

#### ①員外利用管理

法第8条(組合員の資格等)及び定款第8条(組合員の資格)に規定する組合員の資格は、「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針(平成26年4月1日中小企業庁)(以下「監督指針」という。)Ⅱ-3-1-5共済事業における員外利用管理(1)組合員の資格の確認」に基づき上記1.と同様、客観的に証する書類により1年に1回以上定期的に確認すること。

#### ②共済契約の募集態勢

共済契約の募集に関する共済契約者本人確認若しくは実在の確認又は法人の事業活動の有無の把握は、「監督指針Ⅱ-3-2-1適正な共済契約の募集態勢の確立(11)その他①本人確認等の措置」、共済規程第1編第5章第8条の規定に基づき確認方法を確立し、適切に対応できる募集態勢を整備すること。

## 2. 処分の理由となる法令違反事項

### (1) 法第106条第1項に関する事項

法第8条(組合員の資格等)の規定によれば、事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において、商業、工業等の事業を行う小規模の事業者で定款で定めるものである。

事業者とは、個人、法人を問わず、自己の名において事業を行っている者をいい、事業を行っている者とは、事業を実質的に継続して行っている者をいう。事業を行っている者についての判断は、国等への各種届出など客観的に証する書類により行う必要がある。ただし、届出などだけでは判断ができない場合は、日常的な取引上の帳票類など客観的に証する書類により確認する必要がある。また、定款で定めるものについての判断についても、事業を行っている者についての判断と同様に行う必要がある。

なお、国等への各種届出などの書類は、法人の場合は、法人の登記事項証明書及び法人税

申告書、個人事業主の場合は組合加入以前から事業を継続的に行っている事実を証する個人事業の開業届出書、所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）が挙げられる。日常的な取引上の帳票類は売上・仕入伝票や入出金伝票などがある。

当組合は、平成27年11月13日付け20151111 関東第67号「立入検査の結果について」及び当組合から提出された平成27年12月15日付け「検査結果の通知事項に対する報告書」（以下「報告書」という。）において、ウイズ株式会社に通信販売業を行うエージェントとして登録したことをもって「組合員の資格を有する」と認識している。しかしながら、エージェントとして登録しただけでは、事業を実質的に継続して行っている者かどうかを客観的に証する書類をもって確認したことには当たらず、法及び定款に定める事業者とは認められない。

また、報告書「(1) 組合法第8条（組合員の資格等）①「事業主であること」の確認」において、改善策として「確認書の提出」を求めることとしているが、単に既存組合員及び組合新規加入希望者本人からの申告を確認することでは、事業を行っている者であることを客観的に証する書類をもって確認していることに当たらない。

## (2) 法第106条の2第2項に関する事項

### ①員外利用管理

「監督指針Ⅱ-3-1-5 共済事業における員外利用管理（1）組合員の資格の確認」に基づき、組合は、組合員が法第8条（組合員の資格等）及び定款第8条（組合員の資格）に規定する組合員資格要件を満たしているかどうかについて、客観的に証する書類をもって、1年に1回以上定期的に確認する必要がある。

当組合は、報告書「(1) 組合法第8条（組合員の資格等）②監督指針Ⅱ-3-1-5（組合員の定期的確認）」において、改善策として「確認書の提出」を求めることとしているが、組合員本人からの申告を確認することでは、上記の1.と同様、事業を実質的に継続して行っている者であることを客観的に証する書類をもって定期的に確認することに当たらない。

### ②共済契約の募集態勢

共済契約の募集態勢は、「監督指針Ⅱ-3-2-1 適正な共済契約の募集態勢の確立（1）その他①本人確認等の措置」に基づき、不正な共済契約の発生を防止するために、本人を特定し得る書類による確認、法人（個人事業主を含む）の存在が確認できる書類による確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認又は法人の事業活動の有無の把握の措置を講じる必要がある。共済規程第1編第5章第8条においても、インターネットを媒介として共済契約の申込みを行う場合には、「共済契約者本人が入力したことは、電話等で別途確認を行う。」ことと規定されている。

当組合は、報告書「2. 態勢の改善・整備に関する事項（2）共済契約の募集態勢及び代理店管理態勢に係る不備①共済契約者の本人確認」において、改善策として「画面にて本人確認」することとしている。しかしながら、インターネットを媒介とした申込みをインターネットの「画面にて本人確認」することのみでは、別途確認を行うことには当たらない。

(参考) 組合の概要

名称：なごみ共済協同組合（法人番号 2010005021773）

代表者：代表理事 田中 宏

所在地：東京都新宿区高田馬場 1-31-8 高田馬場ダイカンプラザ 609

設立：平成 25 年 12 月 2 日

組合員資格：通信販売・訪問販売小売業又はその他の無店舗小売業を行う事業者

地区：北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域

共済事業：交通事故相互共済及び入院相互共済

共済代理店：ウイズ株式会社